

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

ほうりゅうじちいき ぶつきょうけんぞうぶつ
法隆寺地域の仏教建造物

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

ならけんいこまぐんいかるがちょう
奈良県生駒郡斑鳩町

3. 記載年)

1993年

4. 評価基準

(i)、(ii)、(iv)、(vi)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

建造物群

6. 資産に影響を与える要因

顕在的事項

- ・普及と来訪を促す施設として、法隆寺iセンター、斑鳩文化財センターは適切に活用されている。
- ・巡回、警備、監視カメラ等による管理活動は、関係部局と連携しながら、適切な取組を進める。

潜在的事項

- ・台風、地震等の自然災害については、文化財保護のための事前対策等に努めるが、被害発生時には関係部局と緊密に連携しながら早期の復旧を行う

7. 保存管理体制の状況

本登録遺産を構成する建造物48棟は、国宝または重要文化財として、国が文化財保護法の規定によって指定しており、保護・保存の措置がとられている。また法隆寺・法起寺区域は国が史跡に指定し、地上の建造物と地下の遺構の保存を図っている。

登録資産の緩衝地帯(バッファゾーン)は、古都保存法の規定に基づいて、1966年、国が斑鳩町歴史的風土保存区域として指定し、また奈良県風致地区

条例に基づき、1966年、奈良県が斑鳩風致地区として指定し、全域の歴史的風土と自然環境の保全を図っている。

8. 保護措置

特になし

9. 予算措置

年度	予算額（千円）
24	142,000
23	143,613
22	193,701
21	175,000
20	175,000

10. 来訪者の状況

年	来訪者数（人）
23	875,000
22	1,270,000
21	959,000
20	995,000
19	904,000

11. その他

特になし

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

ひめじじょう
姫路城

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

ひょうごけん ひめじし
兵庫県 姫路市

3. 記載年

1993

4. 評価基準

(i)、(iv)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

建造物群
文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

落書き等来訪者による遺産の意図的な破壊については、監視カメラ、巡回警備等による防止策を講じている。

地震等の自然災害については、耐震診断と必要な構造補強及び防災設備の整備により、対策を講じている。

7. 保存管理体制の状況

(1) 管理団体
姫路市

(2) 担当部局
〔都道府県〕 兵庫県教育委員会 文化財課
〔市町村〕 姫路市教育委員会 文化財課

8. 保護措置

姫路市立公園条例（平成18年制定）

・都市公園法に基づく都市公園のほか、姫路市が設置する公園の設置及び管理について必要な事項を定めるもの。姫路城を中心とする都市公園姫路公園の健全な発達を図るもの。

特別史跡姫路城跡整備基本構想（平成20年3月策定）

・昭和61年に策定した整備基本構想の全面的見直しを行い、対象エリアを特別史跡指定地であり、世界遺産資産である内曲輪、中曲輪と外曲輪及びバッファゾーンに区分し、それぞれのエリアごとに保存管理、史跡整備、景観誘導などについての基本方針と将来のあるべき姿を示した。

特別史跡姫路城跡整備基本計画（平成23年3月策定）

・特別史跡姫路城跡整備基本構想の全面見直しを受け、特別史跡姫路城跡整備管理方針に替わる特別史跡姫路城跡の保存管理計画を策定。

9. 予算措置

（単位：千円）

	兵 庫 県	姫 路 市
平成20年度	13,973	46,959
平成21年度	6,923	182,640
平成22年度	12,372	217,356
平成23年度	12,822	177,165
平成24年度	20,271	126,092

10. 来訪者の状況

	来 訪 者 数
平成20年度	1,195千人
平成21年度	1,562千人
平成22年度	458千人
平成23年度	479千人
平成24年度	546千人

11. その他

1. 資産名称

こときょうと ぶんかざい きょうとし うじし おおつし
古都 京都の文化財（京都市・宇治市・大津市）

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

きょうとふ きょうとし うじし
京都府 京都市、宇治市

しがけん おおつし
滋賀県 大津市

3. 記載年

1994年

4. 評価基準

(II)、(IV)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、建造物群
文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

- ・緩衝地帯において、今後、住宅開発計画が行われる場合は、当該法・条例に基づいて、協議調整を行い、景観に配慮する設計となるよう開発行為者に協力を求めていく。
- ・緩衝地帯を含む京都市内全域において、スカイライン規制を行っていることは、好影響を与えている。
- ・緩衝地帯において、来訪者施設と関連するインフラ整備が行われていることは、好影響を与えている。
- ・構成資産の範囲内に、普及と来訪を促す施設（標識）が整備されていることは、好影響を与えている。
- ・緩衝地帯において、地上輸送インフラが整備されていることは、好影響を与えている。
- ・緩衝地帯において、輸送インフラの使用により生起する影響（パークアンドライドの試験実施）があることは、好影響を与えている。
- ・緩衝地帯において、今後、害虫（マツクイムシとナラ枯れ）被害が発生する場合は、農林部局において被害状況の把握に務め、被害の拡大防止の措置（枯損木の伐採、薬剤処理等）の対応に務めていく。

- ・構成資産の範囲内で、今後、宗教施設の建設が行われる場合は好影響を与える。
- ・構成資産の範囲内で、今後、資産の内外部における販売行為の増加が認められる場合は、好影響を与える。
- ・構成資産の範囲内で、管理活動（所有者の日常管理）が行われていることは、好影響を与えている。

7. 保存管理体制

①都道府県及び市町村における担当部局

京都府	京都府教育庁指導部文化財保護課
京都市	京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
宇治市	宇治市歴史まちづくり推進課
滋賀県	滋賀県教育委員会事務局文化財保護課
大津市	大津市教育委員会文化財保護課

②専門家/有識者による委員会の設置

無し

③その他

基本的には下記各資産所有並びに管理者が管理

①賀茂別雷神社	宗教法人賀茂別雷神社
②賀茂御祖神社	宗教法人賀茂御祖神社
③教王護国寺	宗教法人教王護国寺
④醍醐寺	宗教法人醍醐寺
⑤仁和寺	宗教法人仁和寺
⑥延暦寺	宗教法人延暦寺
⑦清水寺	宗教法人清水寺
	宗教法人地主神社
⑧平等院	宗教法人平等院
⑨宇治上神社	宗教法人宇治上神社
⑩鹿苑寺	宗教法人鹿苑寺
⑪慈照寺	宗教法人慈照寺
⑫高山寺	宗教法人高山寺
⑬西芳寺	宗教法人西芳寺
⑭天龍寺	宗教法人天龍寺
⑮龍安寺	宗教法人龍安寺
⑯本願寺	宗教法人本願寺
⑰二条城	京都市元離宮二条城事務所

8. 保護措置

世界遺産一覧表記載以降、新たな保護措置は講じていない。

9. 予算措置

(単位：千円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
京都府	1,388,441	1,121,430	1,117,795	1,332,841	2,421,463	1,301,927
滋賀県	1,052,033	940,264	1,015,963	899,144	941,027	1,035,158

※上記予算は、世界遺産以外の文化財を含む文化財保護措置の予算額。

10. 来訪者の状況

各資産毎の来訪者数は把握していない。

11. その他

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

- ・ しらかわごう 白川郷・ご か やま がっしょうづく しゅうらく 五箇山の合掌造り集落

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

- ・ 岐阜県 しらかわむら 白川村
- ・ 富山県 なんとし 南砺市

3. 記載年

- ・ 1995年

4. 評価基準

- ・ (iv)、(v)

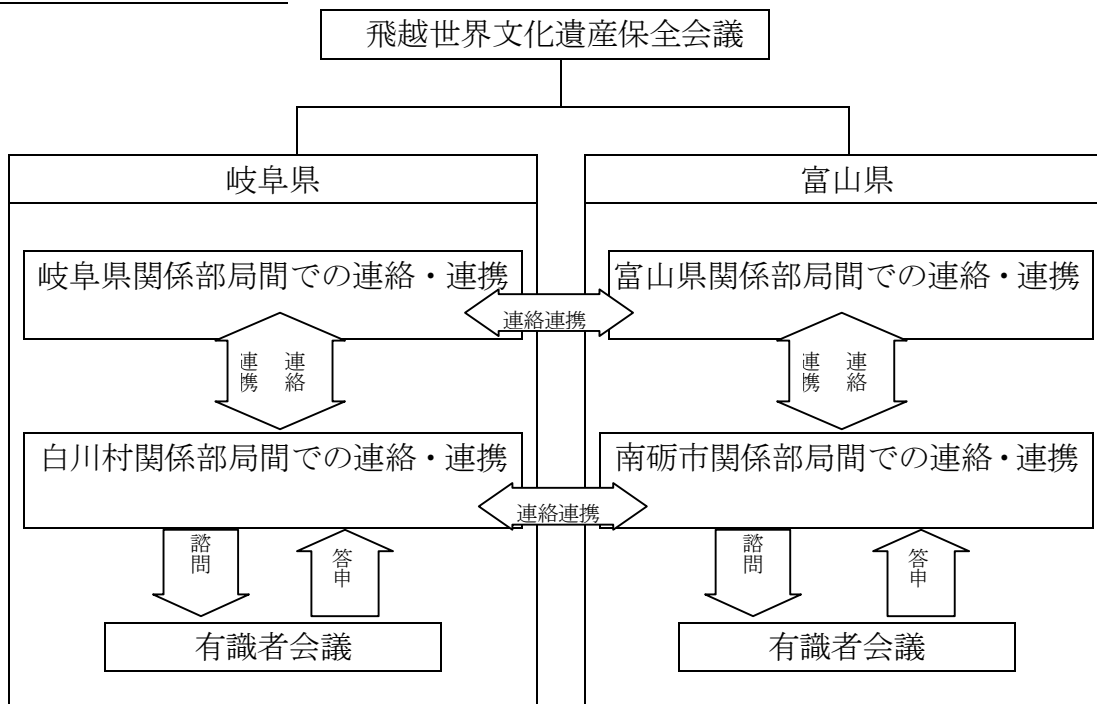
5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

- ・ 建造物群
- ・ 文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

- 重文和田家住宅、重文岩瀬家住宅など合掌造りの公開施設等の公開は資産の理解に好影響を与えている。
- 東海北陸自動車道の全通（2008. 7）は、地域の活性化や緊急・災害時の非常用道路として大きな利益をもたらしている。しかし一方で、過度の来訪者は交通渋滞の要因となり、地域環境の悪化が懸念されている。これに対し、交通規制を行うなどの対策をとるとともに、マスタープランにもとづく交通計画の策定を予定するなど、交通問題の解決に努めている。
- 住民協定では民間の有料駐車場は原則禁止しているが、繁盛期を中心に遵守されていないのが実態であった。こうした状況に対して、民間有料駐車場の廃止や村内への観光車両の進入を制限する自主的な取り組みにより、地域環境の改善が図られている。
- 稲作の促進や茅場の造成など集落環境の整備を図ることが地区の環境形成に大きな好影響を与えている。
- 祭礼など伝統的な行事は、結をはじめとする地域コミュニティの維持・形成に大きな好影響を与えている。
- 来訪者の増加は観光産業などの地域経済の活性化に好影響を与えている。しかし一方で、過度の来訪者は交通渋滞の要因となり、地域環境の悪化が懸念されている。これに対し、交通規制を行うなどの対策をとるとともに、マスタープランにもとづく交通計画の策定を予定するなど、交通問題の解決に努めている。
- 地理的な条件による、暴風、洪水、地震などの自然災害の被害が懸念される。災害発生時には、被害の程度に応じ、県および関係市村の防災計画にもとづき、対応することとなる。
- 植物性の葺き材による屋根は火災に弱く、被害の拡大が想定される。条例による整備や自動火災報知器、放水銃等の設置に努めるとともに、パンフレットなどにより観光客への周知を図っている。

7. 保存管理体制の状況



8. 保護措置

<白川村>

- ・ 白川村景観条例（平成 15 年 9 月制定、平成 20 年 3 月改正）
- ・ 白川村景観計画（平成 20 年 3 月策定）
- ・ 白川村世界遺産マスタープラン（平成 22 年 12 月策定）

<南砺市>

- ・ 南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 16 年 11 月制定、平成 17 年 6 月改正）
- ・ 平村自然環境及び文化的景観の保全に関する条例（平成 6 年 6 月制定、南砺市暫定条例）
- ・ 上平村自然環境及び文化的景観の保全に関する条例（平成 6 年 6 月制定、南砺市暫定条例）
- ・ 南砺市五箇山世界遺産マスタープラン（平成 24 年 10 月策定）

9. 予算措置

- 白川村（白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存修理事業等）

年 度	伝建事業	合掌財団事業	合 計
平成20年度	44,300千円	22,200千円	66,500千円
平成21年度	53,500千円	23,200千円	76,700千円
平成22年度	52,100千円	20,600千円	72,700千円
平成23年度	85,359千円	18,723千円	104,082千円
平成24年度	58,320千円	15,218千円	73,538千円

- 南砺市（世界遺産関係事業）

年 度	
平成20年度	77,213千円
平成21年度	78,058千円
平成22年度	80,566千円
平成23年度	95,434千円
平成24年度	78,859千円

※南砺市の世界遺産関係事業費は、世界遺産に含まれる文化財保存修理等に
係る総事業費を示す。

10. 来訪者の状況

- 白川村

年	来 訪 者 数
平成20年	1,861,000人
平成21年	1,731,000人
平成22年	1,400,000人
平成23年	1,360,000人
平成24年	1,379,000人

- 南砺市

年	来 訪 者 数
平成20年	820,000人
平成21年	880,000人
平成22年	815,000人
平成23年	740,000人
平成24年	690,000人

※来訪者数については白川村、南砺市ともに「年（1月～12月）」にて集計

11. その他

○世界遺産条約採択40周年記念専門家富山会議の開催

- 1 期 日 平成24年11月3日(祝)～5日(月)
- 2 会 場 富山県民会館、世界遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」
- 3 主催者 文化庁・富山県

○五箇山世界遺産フォーラムの開催

- 1 開催日 平成25年3月10日(日)
- 2 会 場 南砺市下梨 春光荘
- 3 主催者 南砺市

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

げんぱく
原爆ドーム

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

ひろしましなかくおおてまち
広島市中区大手町

3. 記載年

1996年

4. 評価基準

(vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡
文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因**(1) 好影響**

普及と来訪を促す施設として多言語による説明板の設置し、来訪者の利便性の向上を図っている。

(2) 悪影響

地震により毀損する恐れがある。

「史跡原爆ドーム保存整備計画」及び「平和記念施設保存・整備方針」に基づき、専門家による組織を設け、耐震対策に関する検討を進めている。

7. 保存管理体制の状況**(1) 広島県の保存管理体制**

広島県教育委員会事務局管理部文化財課が担当する。

(2) 広島市の保存管理体制

広島市市民局国際平和推進部平和推進課、市民局文化スポーツ部文化振興課、都市整備局緑化推進部及び都市整備局都市計画課が連携して担当する。

学識経験者による原爆ドーム保存技術指導委員会を設置している。

8. 保護措置

世界遺産一覧表記載以降、新たな保護措置は講じていない。

9. 予算措置

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
広島県	0	0	0	0	0
広島市	38,391	23,984	9,201	34,420	28,043

(単位：千円)

10. 来訪者の状況

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
人数	1,357	1,401	1,330	1,214	1,085

(単位：千人)

※来訪者数は、近接する広島平和記念資料館の入館者数である。

24年度は12月31日、他は年度末が基準日である。

11. その他

無

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

いづくしまじんじゃ
厳島神社

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

ひろしまけんはつかいちしみやじまちょう
広島県廿日市市宮島町

3. 記載年

1996年

4. 評価基準

(i), (ii), (iv), (vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡、建造物群
文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

- (1) 第3種特別保護地区（資産区域）の弥山山頂において、老朽化した展望休憩所の建替えや標識等の取替えを実施中である。保存管理計画の内容に即しており、更新後は特別名勝景観が改善される。
- (2) 第4種及び第5種保護地区（緩衝地帯）の宮島港において、棧橋の改修を実施中である。保存管理計画の内容に即しており、更新後は特別名勝景観が改善され、フェリー利用者の快適な乗降が可能となる。

7. 保存管理体制の状況

(1) 広島県の保存管理体制

広島県教育委員会事務局管理部文化財課が担当する。

特別史跡及び特別名勝厳島の保存管理計画の策定に関すること及び特別史跡及び特別名勝厳島の現状変更に関することについて審査又は調査を行うため、広島県文化財保護審議会に厳島特別部会が置かれている。

(2) 廿日市市の保存管理体制

廿日市市教育委員会事務局教育部文化スポーツ課が担当する。

世界遺産の保存管理について審議するため、廿日市市文化財保護審議会が置かれている。

8. 保護措置

広島県教育委員会では、平成 19 年 1 月に、特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画を策定した。範囲は特別史跡及び特別名勝の指定地（資産区域及び緩衝地帯全域）

9. 予算措置

区分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
広島県	6,467	6,893	2,386	10,931	3,666
廿日市市	6,467	6,893	2,386	10,931	3,666

(単位：千円)

10. 来訪者の状況

区分	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
人数	3,435	3,465	3,426	3,632	4,048

(単位：千人)

11. その他

- 平成 25 年 3 月 2 日から 3 月 31 日の間に予定されている世界遺産に関するシンポジウムや式典等があれば記載すること。

予定はありません。

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称ことならぶんかざい
古都奈良の文化財**2. 所在地(都道府県及び市町村名)**ならけんならし
奈良県奈良市**3. 記載年**

1998年

4. 評価基準

(ii)、(iii)、(iv)、(vi)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)遺跡、建造物群
文化的景観の適用 有**6. 資産に影響を与える要因**

顕在的事項

- ・普及と来訪を促す施設として、平城宮跡資料館、平城京歴史館は適切に活用されている。
- ・巡回、警備、監視カメラ等による管理活動は、関係部局と連携しながら、適切な取組を進める。

潜在的事項

- ・岩井川ダム(治水ダム)については、関係部局と緊密に影響連携しながら対応する。
- ・台風、地震等の自然災害については、文化財保護のための事前対策等に努めるが、被害発生時には関係部局と緊密に連携しながら早期の復旧を行う。

7. 保存管理体制の状況

本登録遺産のうち、建造物は国宝・重要文化財として、春日山原始林は特別天然記念物として、平城宮跡は特別史跡として、国が文化財保護法の規定によって指定しており、保護・保存の措置がとられている。また、建造物が所在する地域は、国が史跡に指定し、指定地内の環境と地上の建造物群および地下遺構の保存を図っている。

各資産は、近接部を都市計画的規制が実施された緩衝地帯（バッファゾーン）によって保護されているほか、各緩衝地帯の間にも「歴史的環境調整区域」が設定され、歴史的風致景観と都市開発等の調和を図り、古都奈良の環境を保全している。

8. 保護措置

- ・「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」（2008年策定、文化庁）
基本構想の進捗状況及び平城宮跡における現状と課題を示し、保存管理、調査研究等、活用、整備、景観保全、整備実施・管理運営に関する方針を示して、今後の基本構想推進に向けた計画とする。
- ・「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域基本計画」（2008年策定、国土交通省）
歴史・文化資産である特別史跡平城宮跡の一層の保存・活用を図ることを目的とし、公園整備・管理の基本計画を定める。
- ・「奈良市景観計画」（2010年施行、都市整備部景観課）
「奈良市都市景観形成基本計画」及び「奈良市都市景観条例」（2009年なら・まほろば景観まちづくり条例に改正）に基づく景観施策を継承し、より一層推進するため、景観法（2004年）に基づく新たな法定計画として策定。

9. 予算措置

年度	予算額（千円）
24	220,000
23	69,000
22	74,000
21	94,000
20	106,000

10. 来訪者の状況

年	来訪者数（人）
23	12,750,000
22	15,968,000
21	13,966,900

20	14,351,000
19	13,883,000

11. その他

(1)第35回世界遺産委員会において「古都奈良の文化財」の構成資産である平城宮跡について、保全状況に関する勧告が出されたが、その回答概要は下記のとおりである。

○大和北道路建設計画

- ・国土交通省が設置した「大和北道路地下水モニタリング検討委員会」において、引き続き平城宮跡の土質調査・分析、地下水の異常が生じた場合の対応方針、リスク低減のための総合的な計画について、検討を行う。

○社団法人平城遷都 1300 年記念事業協会設置の構造物

- ・仮設の駐車場等来訪者用施設については、奈良県が構成資産外に交通ターミナルを設置することにより、ユネスコへの回答時点（2011年1月）から概ね5年後を目処に撤去を行う。
- ・第一次大極殿院を囲む仮堀については、国土交通省が行う国営公園整備の一環としての回廊の「復原」と合わせて、奈良県が撤去を行う。
- ・南門広場の基礎路盤については、第一次大極殿院広場への導入部となり、東西の動線を構成していることから、来訪者への利便性を考慮して存置する。なお、第一次大極殿院南門広場の基礎路盤は、今後、国土交通省が国営公園の整備事業の一環として行う第一次大極殿院の「復原」の工程に合わせて撤去することとしている。
- ・近畿日本鉄道奈良線の踏切に接続する園路については、第一次大極殿院広場への来訪者の動線として、国土交通省が国営公園整備事業において活用を行う。

○回廊の復原計画

- ・平城宮跡における往時の空間と建造物の姿を原寸大の規模・形態の下に表現する「復原」は、考古学的な発掘調査や同時代の他の建築の情報を駆使した学術的な精度の高い調査研究の成果に基づき行われており、地上にほとんど痕跡を残すことのない地下の考古学的遺跡を、来訪者が理解するためのプレゼンテーションの手法として、効果を発揮している。
- ・「復原」は、広大な平城宮跡の調和のとれた整備・管理の一環として行われ、地下の遺構・遺物に負の影響を回避しつつ行う限りにおいて、受容できるものである。
- ・国営公園計画の中で、原寸大のプレゼンテーション（「復原」）が予定されている大極殿院の建造物の形態・意匠・構造については、さらに調査研

究を進めつつ、その信頼性が確保できると判断されたものから、段階的に「復原」を進めることとし、調査研究の成果により、信頼性が確保できると見込まれる基壇、東面回廊、西面回廊については、平成 25 年度末に復原に着手する計画である。

(2) 建造物の修理状況

- ・薬師寺：国宝薬師寺東塔建造物保存修理（H21～H30 年）
- ・春日大社：国宝本社,本殿（四棟）ほか 13 棟建造物保存修理（H21～H30 年）

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

- ・ 日光にっこうの社寺しゃじ

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

- ・ 栃木とちぎけん県日光にっこうし市

3. 記載年

- ・ 1999年 (平成11年)

4. 評価基準

- ・ (i)、(iv)、(vi)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

- ・ 遺跡、建造物群
- ・ 文化的景観の適用 有

6. 資産に影響を与える要因

3.1 建造物と開発

3.1.4 主な来訪者宿泊施設と関連するインフラ

周囲に宿泊施設が整備されている。

3.1.5 普及と来訪を促す施設

平成22年度に日光市サイン計画により案内標識が設置済である。

3.2 輸送インフラ

3.2.1 地上輸送インフラ

周囲に市営駐車場及び民営駐車場を整備している。

3.3 公共施設

3.3.1 水インフラ

資産所有者により水道施設が整備されている。

- 3.3.2 再生可能エネルギー施設
資産所有者により水力発電施設が整備されている。
- 3.7 物理的構造に影響を与える現地状況
 - 3.7.2 相対湿度
高湿度による内外装への影響がある。
定期的な保存修理を実施している。
 - 3.7.4 放射線／光
直射日光による外装への影響がある。
定期的な保存修理を実施している。
 - 3.7.7 害虫
シロアリ類による建築物への影響がある。
定期的な保存修理を実施している。
 - 3.7.8 微生物
カビ類による内外装への影響がある。
定期的な保存修理を実施している。
- 3.8 遺産の社会的／文化的活用
 - 3.8.1 儀式的／精神的／宗教的及び共同活用
所有者の宗教法人により祭礼等が継続的に実施されている。
- 3.9 その他の人間活動
 - 3.9.2 遺産の意図的な破壊
落書等の人的被害が懸念される。
所有者による定期的なパトロールを実施している。
- 3.10 気候変動と天災
 - 3.10.1 暴風
落雷による周辺森林への被害が懸念される。
避雷針等の防雷施設を整備している。
- 3.11 生態学的あるいは地学的な突然の出来事
 - 3.11.2 地震
地震の発生時の被害が懸念される。
定期的な保存修理を実施している。
 - 3.11.6 火災
落雷による火災の発生が懸念される
避雷針等の防雷施設を整備している。

3.13 管理上及び制度上の要因

3.13.3 管理活動

温湿度、風向速、雨量を定期的に観測している。

7. 保存管理体制の状況

- ・ ① 栃木県教育委員会事務局 文化財課
- ・ 日光市教育委員会事務局 文化財課
- ・ ② 「史跡 日光山内」保存・活用協議会

8. 保護措置

- ・ 2008年（平成20年）登録資産全域と、緩衝地帯の一部を日光市景観条例による景観計画重点区域に指定
- ・ 2013年（平成25年）1月『史跡日光山内 整備活用計画』策定

9. 予算措置

（日光市）

- ・ 平成24年度 1,823千円
- ・ 平成23年度 940千円
- ・ 平成22年度 454千円
- ・ 平成21年度 441千円
- ・ 平成20年度 425千円

（栃木県）

- ・ 平成24年度 2,800千円
- ・ 平成23年度 2,800千円
- ・ 平成22年度 2,800千円
- ・ 平成21年度 2,800千円
- ・ 平成20年度 2,800千円

10. 来訪者の状況

（各社寺拝観券総数）（共通拝観券数：一昨年度報告数）

- ・ 平成24年度 1,910千人
- ・ 平成23年度 1,659千人
- ・ 平成22年度 2,247千人（2,053千人）
- ・ 平成21年度 2,053千人（2,000千人）
- ・ 平成20年度 2,001千人（1,823千人）

11. その他

- ・ 特に無し

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

りゅうきゅうおうこく およ かんれんいさんぐん
「琉球王国のグスク及び関連遺産群」

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

おきなわけんくにがみぐん なきじんそん なかがみぐんよみたんそん し なかがみぐんきたなかぐすくそん なかがみぐん
沖縄県国頭郡今帰仁村、中頭郡読谷村、うるま市、中頭郡北中城村、中頭郡

なかぐすくそん なはし なんじょうし
中城村、那覇市、南城市

3. 記載年

2000年

4. 評価基準

(ii)、(iii)、(vi)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

文化遺産 記念工作物

遺 跡

文化的景観の適用 有

6. 資産に影響を与える要因

<今帰仁城跡>

3.1.1 住宅

コア部分に2件個人住宅がある。数年前に買い上げ等の用地協議を行っているが、値段等の折り合いがつかず、現在のところ交渉には応じていない。

3.8.6 遺産の社会的価値づけ

さくら祭りの開催、演劇やグスクウェディングを行っている。

3.10.1 暴風

3.13.1 影響の小さい研究／モニタリング活動

入城者数の把握、平成22・23年度には動植物等の調査を行っている。

<座喜味城跡>

3.1.1 住宅

高層アパート・マンションの建設、

対応：読谷村景観計画による規制（建築物の高さ制限、12m未満）、

3.1.1 地元住民個人向けアパートの建設によるスカイラインの侵食
対応：読谷村座喜味城跡の環境保全に関する条例による規制（すべての工作物の高さ制限、12m 以内）

3.8.1 城内で土着宗教の参拝が行われる際に火気を使用される（線香等）
対応：火気をしない参拝（ひじゅるうこー）を呼びかけ

3.10.1 台風の影響
対応：台風前後の目視による確認、台風襲来後の片付け
<勝連城跡>

特になし
<中城城跡>

3.1.1 住宅
村の景観条例（北中城村全村植物公苑づくり条例）により対応。

3.14 その他の要因（都市公園建設）

3.10.1 および 3.10.7

中城城跡の城郭北側は琉球石灰岩の岩盤となっており、その岩盤に多くの亀裂が見られる。これらは経年劣化が原因と考えられるが、資産の長期保存に影響を及ぼす可能性があるため、平成 25 年度から変位計測計を設置し、専門家による調査を開始する計画である。

<首里城跡・園比屋武御嶽石門・玉陵・識名園>

3.1 建造物と開発

○住宅

高層建築・都市の開発・スカイラインの侵食等については、那覇市都市景観条例・那覇市景観計画景観ガイドラインで景観に関する基本的な考えを示している。

○普及と来訪を促す施設

来訪者への説明施設として玉陵にガイダンス施設を設置している。

アンケート調査を行い、改善を図っている。

識名園内の説明板が老朽化しているため、今年度取替えを行った。

3.7 物理的構造に影響を与える現地状況

○相対湿度

識名園の御殿の屋根が腐食し、瓦の落下、雨漏りが発生しているため、平成 25 年度は全体屋根の実設計を行い、平成 26 年度は工事を行う予定である。

3.8 遺産の社会的/文化的活用

○儀式的/精神的/宗教的及び共同活用

向氏仁淵堂金武御殿門中会が清明際の祭祀のため玉陵に入園する場合、事前に申請をしてもらい、混乱が生じないように配慮している。

○観光/来訪者/レクリエーションの影響

識名園の活用として、琉装による写真撮影や挙式を行っているが、業者も年々増えている。識名園の歴史・文化的な価値を理解してもらい識名園に相応しい伝統的な挙式が行えるよう、指導している。

3.9 その他の人間活動

○不法行為

不法侵入や放火等を未然に防ぐため、夜間警備の常駐を行っている。

3. 10 気候変動と天災

○暴風

暴風・台風・落雷等に迅速に対応できるよう管理計画の策定が必要

3. 11 生態学的あるいは地学的な突然の出来事（自然災害）

○火災

落雷による消防設備の破損があり、平成 24 年度にはその修復をおこなった。毎年「文化財防火デー」の日には消防訓練を実施。

3. 13 管理上及び制度上の要因

○影響の小さい研究/モタリング活動

玉陵・識名園の入場者数の調査

< 齋場御嶽 >

3. 10. 1 石畳参道脇の表層土が台風・大雨等により流亡しており、土嚢袋を補填して対応している。

3. 8. 6 観光客増により石畳表面が摩耗している。また、祈りの場としての神聖な雰囲気阻害されている。対応については、年 6 日間の休息日を設定して保全に努めたり、管理人を配置してマナー向上に努めている。石畳摩耗については、今後修理する方向で検討が必要である。

7. 保存管理体制の状況

<包括的保存管理計画>

基準日には当該計画は策定していないが、平成25年3月末日に策定予定である。

<今帰仁城跡>

①今帰仁城跡は、今帰仁村教育委員会社会教育課文化財係によって管理している。定期的に世界遺産関係市町村連絡会議に参加。

②有識者によって構成される今帰仁城跡調査研究整備委員会を設置し、事務局(今帰仁村)の整備案提示、許可等の指示に従って整備を行っている。

<座喜味城跡>

①読谷村教育委員会文化振興課

②読谷村文化財保護委員会

<勝連城跡>

①うるま市教育委員会文化課

②考古学、近世歴史学、建造物の専門家で構成される「勝連城跡整備委員会」を設置し、年2回程度、会議を開催し、勝連城跡の保存管理について検討している。

<中城城跡>

①中城村教育委員会生涯学習課、北中城村教育委員会生涯学習課、中城城跡共同管理協議会(中城村・北中城村)

②中城城跡整備委員会

<首里城跡>

①内閣府、沖縄県教育庁文化財課、沖縄県文化観光スポーツ部

②復元建物等専門検討委員会(内閣府)

<玉陵・園比屋武御嶽石門>

①那覇市教育委員会文化財課

②該当無し

<識名園>

①那覇市教育委員会文化財課

②識名園消防計画

<斎場御嶽>

①沖縄県南城市教育委員会文化課

②斎場御嶽周辺整備実施計画策定委員会

8. 保護措置

<今帰仁城跡>

該当無し

<座喜味城跡>

読谷村座喜味城跡の環境保全に関する条例(平成10年7月1日)

読谷村座喜味城跡の環境保全に関する条例(平成13年7月23日、改正平成21年3月31日)

読谷村景観条例(平成21年3月31日)

<勝連城跡>

「勝連城跡の環境保全に関する条例」 平成17年4月1日制定

範囲－勝連城跡一帯

「勝連城跡の環境保全に関する条例施行規則」 平成17年4月1日制定

範囲－沖縄県うるま市勝連南風原助加屋、御段、外当、樋川、上原、釜尻、予備の一部地域及び元島の全域

「うるま市景観条例」 平成23年3月18日

「うるま市景観条例施行規則」 平成23年6月21日

<中城城跡>

該当無し

<首里城跡・園比屋武御嶽石門・玉陵・識名園>

那覇市世界遺産周辺整備計画の策定 平成15年3月

第4次那覇市総合計画の策定 平成20年4月

景観法に基づく那覇市景観計画の策定 平成23年5月

<斎場御嶽>

(条例等)

南城市市土保全条例 平成18年1月1日制定 平成22年10月15日廃止 斎場御嶽及び周辺地区

南城市開発事業手続条例 平成22年10月15日制定 斎場御嶽及び周辺地区

南城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例 平成21年12月14日制定 斎場御嶽及び周辺地区

(計画等)

南城市都市計画マスタープラン 平成21年11月策定 斎場御嶽及び周辺地区

景観まちづくり計画 平成24年3月策定 斎場御嶽及び周辺地区

(その他)

南城市都市計画区域に編入された。平成22年8月10日 斎場御嶽及び周辺地区
沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例により南城東御廻り風致地区を指定 平成22年8月10日指定 斎場御嶽及び周辺地区

9. 予算措置

※整備事業費、管理事業費を含む。首里城跡は内閣府整備事業費を含む。

<今帰仁城跡>

平成20年度 65,000千円

平成21年度 65,000千円

平成22年度 65,000千円

平成23年度 52,000千円

平成24年度 33,000千円

<座喜味城跡>

平成20年度	1,398千円
平成21年度	1,447千円
平成22年度	1,643千円
平成23年度	1,511千円
平成24年度	3,074千円

<勝連城跡>

平成20年度	68,919千円
平成21年度	68,919千円
平成22年度	82,360千円
平成23年度	73,376千円
平成24年度	67,316千円

<中城城跡>

平成20年度	51,191千円
平成21年度	63,178千円
平成22年度	50,990千円
平成23年度	57,849千円
平成24年度	74,784千円

<首里城跡（県業務委託費）>

平成20年度	15,747千円
平成21年度	13,057千円
平成22年度	13,673千円
平成23年度	13,431千円
平成24年度	13,651千円

<首里城跡（内閣府整備・維持事業費）>

平成20年度	467,695千円
平成21年度	333,989千円
平成22年度	402,277千円
平成23年度	406,030千円
平成24年度	782,308千円

< 玉陵・園比屋武御嶽石門・識名園 >

平成20年度 44,746千円
平成21年度 85,498千円
平成22年度 65,301千円
平成23年度 51,590千円
平成24年度 67,257千円

< 斎場御嶽 >

平成20年度 900千円
平成21年度 2,501千円
平成22年度 1,009千円
平成23年度 4,650千円
平成24年度 95,460千円

【9資産総額】

平成20年度 715,596千円
平成21年度 633,589千円
平成22年度 682,253千円
平成23年度 660,437千円
平成24年度 1,136,850千円

10. 来訪者の状況

平成20年度 3,440,521人
平成21年度 3,106,660人
平成22年度 3,038,851人
平成23年度 2,966,917人
平成24年度 3,277,292人

11. その他

< 今帰仁城跡 >

該当無し

< 座喜味城跡 >

該当無し

< 勝連城跡 >

該当無し

< 中城城跡 >

該当無し

< 首里城跡・園比屋武御嶽石門 >

該当無し

< 玉陵・識名園 >

世界遺産解説会 3月17日 (識名園・玉陵)

< 斎場御嶽 >

該当無し

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

き い さんち れいじょう さんけいみち
紀伊山地の霊場と参詣道

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

みえけん くまのし おわせし たいきちょう きほくちょう みはまちょう きほうちょう
三重県 熊野市 尾鷲市 大紀町 紀北町 美浜町 紀宝町

ならけん ごじょうし よしのちょう かわかみむら くらたきむら てんかわむら かみきたやまむら しもきたやまむら
奈良県 五條市 吉野町 川上村 黒滝村 天川村 上北山村 下北山村

とつかわむら のせがわむら
十津川村 野迫川村

わかやまけん たなべし しんぐうし なちかつうらちょう くどやまちょう かつらぎちょう こうやちょう
和歌山県 田辺市 新宮市 那智勝浦町 九度山町 かつらぎ町 高野町

しらはまちょう すさみちょう
白浜町 すさみ町

3. 記載年

2004年

4. 評価基準

(ii). (iii). (iv). (vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡、文化的景観

6. 資産に影響を与える要因

顕在的事項

吉野山ビジターセンターが設置されており、好影響である。

平成 23 年 9 月の台風 12 号災害により、那智山に通じる県道の各所で路面及び法面の崩落した。現在順次、復旧工事中である。

参詣道の一部が生活道や作業道等となっており、車両通行上の整備・改修が望まれている。地元との協議が必要である。

通行車両に対する来訪者への安全確保が課題である。

飛来する黄砂やPM2.5等の大気汚染物質は、構成資産の保全にとって悪影響をもたらすと考えられるが、対処の方法がない。

不法投棄と思われる固形廃棄物がバッファゾーン内でみられる。今後、対応を検討していく必要がある。

古来より構成資産周辺で行われてきた農業が文化的景観に結びついており、好影響である。

農業の機械化により、農機具の稼働・運行が散見されるが、やむを得ないと考えられる。

ドメスティケーションの初期段階は構成資産周辺において長期に形成された人間と植物の良好な関係であり文化であり、好影響である。

イノシシの捕獲が行われている。積極的な狩猟ではなく、構成資産内・周辺の土地を損壊する害獣の駆除に伴うものであり、好影響である。

林業施業等により山林の植生及び森林景観が保持されており、好影響である。

林業の衰退により景観及び管理上の影響が懸念される箇所がある。今後、協議していく必要がある。

風による破損が生じており、対処方法の検討が必要である。

湿度が高いことが要因となり、木造建造物である構成資産に悪影響を及ぼしている場合がある。今後、対処方法の検討が必要である。

毎年冬季になると山間部独特の低温現象が生じ、凍結による地盤崩壊等の悪影響がある。自然現象であり、対処の方法はない。

日光により、木造建造物の褪色が進んでいる。対処方法を検討する必要がある。

出水により、石段の流出が生じている。対処方法を検討する必要がある。

木造建造物のなかには、虫害や湿度の影響でカビ等の悪影響を受けているものがある。今後、対処方法を検討する必要がある。

宗教活動・祭式・伝統行事等が現在も継続して実施されており、好影響である。

遺産保護と追加登録への取り組みを行っており、好影響である。

平成24年に熊野那智大社の例大祭で舞われる「那智の田楽」がユネスコ無形文化遺産に登録された。資産の価値を高めるものであり、好影響である。

モラルの低い来訪者がゴミを捨てていく事例がある。対処方法を検討する必要がある。

平成23年9月の台風12号災害の影響により、観光客等が被災前に比べ減少した。観光客の増加に向けて、様々な方策を展開している。

隣接する田畑での農作物の盗難事例がある。対処方法を検討する必要がある。

平成23年9月の台風12号により構成資産である熊野那智大社本殿・那智大滝・参詣道等に多大な被害が生じ、復旧工事中であるが、一部は未だ復旧され

ていない。

台風、強風による倒木、根起きが生じている。対処方法の検討が必要である。

御浜町横垣峠道では、山腹が崩壊したことで原形復旧が困難な区間が存在する。紀伊山地の霊場への参詣道という文化財としての本質的な価値の維持を目的とした復旧計画を策定した

降雪による倒木が生じている。対処方法の検討が必要である。

地滑りによる構成資産の損壊が生じている。対処方法の検討が必要である。

七里御浜においては、波浪による浸食作用が続いている。これに対し、海岸養浜事業を継続的に実施し、海岸の保全に努めている。

鹿による食害が生じている。対処方法の検討が必要である。

山口大学による那智山地域の雨量の測定が行われており、好影響である。

年単位の世界遺産モニタリングだけではなく半期単位の文化財パトロールが行われており、好影響である。

ボランティア等による維持管理活動が実施されており、好影響である。

警備・巡回・宿直・監視カメラ・防火施設・設備等を実施しており、好影響である。

き損等に関しては可能な限り速やかに修理計画・保存整備計画等を策定し実行している。

管理車両が接近できない箇所がある。また、台風・大雨後の巡視人員の確保が困難になっている。対処方法の検討が必要である。

無人の来訪者カウンターの設置を行い来訪者管理を行っており、好影響である。

参詣道からの景観を意識した景観計画の策定を進めており、好影響である。

潜在的事項

構成資産に隣接する集落においては老朽住宅が密集しており、今後、建て替え時の景観保護が懸念される。

老朽化した青岸渡寺の宿坊の建て替えが行われた。以前のものとほぼ同じ匠で色彩も景観に配慮されている。

丹生都比売神社周辺のバッファゾーン外で宿泊施設が建設中である。これ自体は資産への影響がないよう配慮されているが、これが発端になり今後、乱開発が行われる懸念もある。

丹生都比売神社境内付近では、将来において、学習施設やイベント時の路上駐車による景観の阻害を回避するための臨時駐車場の設置が計画されている。

交通量の増加による環境・景観への影響が懸念される。

一部の地域においては、小学校廃止による空き校舎を地域がその使用について行政と協議し決定していくようになっており、世界遺産の保全に資する施設としての活用が期待される。

農地転用の問題が懸念される。現段階では構成資産内・周辺では少ないが、今後、後継者不足で転用せざるをえなくなることも懸念される。

レッドデータブックに掲載されている野生植物もあり、今後、乱獲が行われる懸念がある。

オフロード用自転車の乗り入れが懸念される。

世界的に著名なクライマー3名が、構成資産である「那智大滝」の岩壁をロッククライミングしたもの。軽犯罪法違反容疑で現行犯逮捕された。今後同様の事件が生じる懸念がある。

不法投棄等が懸念される。

平成16年に丹生都比売神社境内の杉を薬剤により枯死させた事件があり、同様の事件が生じる懸念がある。

尾鷲市八鬼山道において、石造物やバッファゾーンの立木などに、世界遺産登録に関する抗議文がペンキで記された。平成22年度に抗議文は消去されたが、地権者は将来にわたって抗議活動を継続する意志を示している。

今後も台風被害が懸念される。

今後、集中豪雨により崩落・クラック等が生じることが懸念される。

紀伊半島沖地震の発生による構成資産の損壊が懸念される。

地滑りによる参詣道の崩落が懸念される。

火災による資産焼失が懸念される。

今後、現地調査を実施していく可能性がある。

7. 保存管理体制の状況

本遺産を構成する資産（コア）は、「文化財保護法」に基づき、史跡、名勝、天然記念物、国宝、重要文化財の何れかに指定されており、適正に保存管理されている。

また、資産の周囲の緩衝地帯（バッファゾーン）は、「自然公園法」をはじめ、各県の「自然公園条例」や「景観条例」、市町村の「歴史的景観保護条例」等により、一定以上の規模・内容の現状変更等については、事前許可等を要する保護規制の網がかけられている。

こうした法令の運用にあたっては、国の指導のもと、資産の所在する県や管理団体である市町村が、本遺産の顕著な普遍的価値（OUV）を認識したうえできめ細やかな対応を行っている。

加えて、本資産は三県にまたがることから、各県の知事を会長、副会長とする『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会』を置き、保存と適切な活用について、「専門委員会」及びオブザーバーである関係省庁の意見を仰ぎ、緊密な協力体制を維持している。

8. 保護措置

【国関係】

・『文化財保護法』

【三県関係】

- ・『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』 平成 18 年 1 月策定
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的保存管理計画
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三重県保存管理計画（分冊 1）
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」奈良県保存管理計画（分冊 2）
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」和歌山県保存管理計画（分冊 3）
※平成 16 年に第 28 回世界遺産委員会が「世界遺産一覧表」への記載に際して策定を求めた個々の構成資産と周辺地域に関する「詳細な保存管理計画」で、平成 18 年 1 月末にユネスコ世界遺産センターに提出し、同年 7 月開催の第 30 回世界遺産委員会で承認された。

【県関係】

- ・『和歌山県世界遺産条例』 平成 17 年 3 月制定
※世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存及び適切な活用について、基本理念や県及び県民等が担う役割を定めている。
- ・『和歌山県景観条例』 平成 20 年 3 月制定
※緩衝地帯に適用

【市町村関係】

- ・『尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例』 平成 14 年 6 月制定
※緩衝地帯に適用
- ・『高野町景観条例』 平成 20 年 12 月制定
※世界遺産の構成資産である「霊場高野山」の周辺地域の町並み及び寺院境内を「高野山景観地区」とし、また、構成資産「高野山町石道」及び「熊野参詣道（小辺路）」の一部の周辺地域を「町石道・小辺路周辺準景観地区」として規制強化し、文化的景観の保全とより良好な景観形成を目指す。

9. 予算措置

県名	人数（単位：千円）
三重県	28,302
奈良県	324,768
和歌山県	487,678
合計	840,748

- ・過去 5 ヶ年度の予算額の合計である。（平成 20 年から平成 24 年度）
- ・コア及びバッファに関する保存管理事業に限定している。

10. 来訪者の状況

県名	予算額（単位：千人）
三重県	1,035
奈良県	14,881
和歌山県	52,652
合計	68,568

- ・過去5ヶ年度における資産への来訪者数（平成19年度から平成23年度）
- ・奈良県南部観光客数（「奈良県観光客動態調査報告書」による）
- ・和歌山県は、世界遺産登録地域の観光客数（「和歌山県観光客動態調査報告書」による）

11. その他

特になし

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

いわみぎんざんいせき
石見銀山遺跡とその文化的景観

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

しまねけんおおだし
島根県大田市

3. 記載年

2007年

4. 評価基準

(ii)、(iii)、(v)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

遺跡、建造物群
文化的景観の適用 有

6. 資産に影響を与える要因

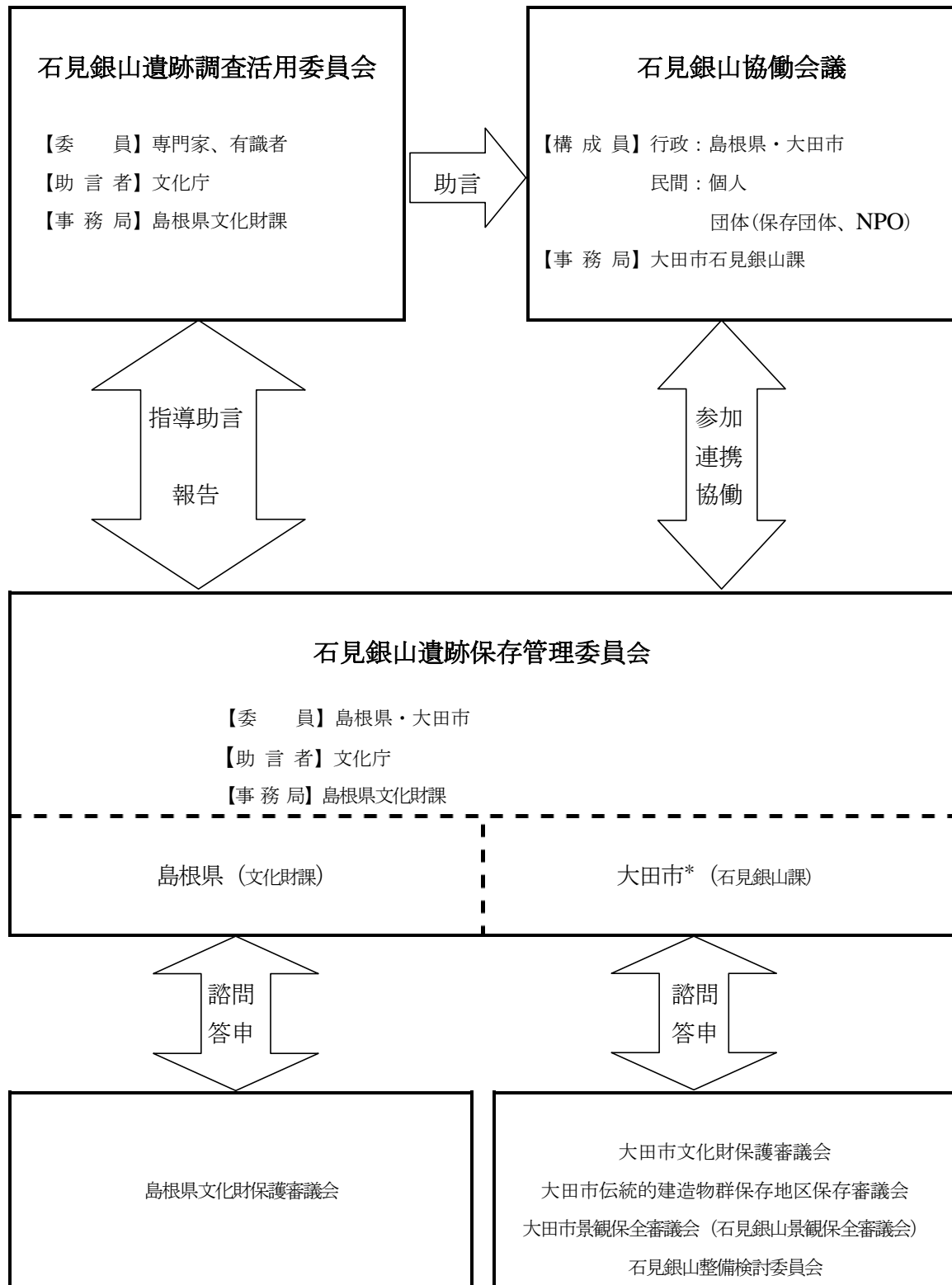
- ・資産内にある集落の空家化に対しては、建造物の保存修理のための制度の確立や定住対策等の集落維持(存続)のための方策を検討している。
- ・重要伝統的建造物群地区内の伝統的建造物(民家等)の修理・修景については、地区ごとに保存計画を策定し修理事業を実施している。
- ・大森地区内に来訪者のためのあらたな宿泊施設が民間事業者によって整備された。
- ・鞆ヶ浦地区において民家を改修し、ガイドンス施設「鞆館」を整備した。
- ・国道9号バイパスの建設が進捗しており、今後、資産からの眺望と景観への影響について経過観察し、必要に応じて修景措置を講ずるよう関係機関と協議する。
- ・鞆ヶ浦港に架かる歩道橋が老朽化しているため、H25年度に状況調査を行い、補修・補強等の可否を決定する。
- ・H25～27年度に温泉津地区で下水道(汚水・雨水)整備事業および環境整備事業(無電柱化・道路舗装・街路灯)を実施する。これにあわせて地区内の防火施設(消火栓)も整備する。
- ・港湾への海洋投棄物の漂着に対しては、石見銀山基金を活用した地域住民等のボランティアによる環境美化活動を推進している。
- ・昨年度、石見銀山全域のうち約200ヘクタールを対象として概略調査を実施し、落石

危険個所が多数存在することが明らかになった。現在、計画策定（ハード対策）と落石のソフト対策方針を検討しており、来年度から事業に着手する。また 1 月 26 日の文化財防火デーにあわせて、大森銀山と温泉津重伝建地区の全戸に対し、防災に関するチラシを配布し、意識啓発を図った。

- 社寺を支える体制の変化し維持管理が困難となっている。修復に向けて保存会を結成した社寺もみられるが、今後は石見銀山基金の活用も含めて、持続可能な体制のありかたを今後検討していく。
- 地震津波に対しては島根県地域防災計画ならびに大田市地域防災計画の修正作業を進めている。
- カシガキムシによるナラ枯れ被害に対しては、島根県ナラ枯れ対策連絡会議において、被害状況や被害対策などの協議・連絡等を行っている。
- サルやイノシシによる農作物等への被害に対しては、イノシシの計画的駆除、サルの捕獲等の対策を講じるとともに、来訪者等によるサルの餌付け禁止を徹底し、イノシシ対策のための柵等の設置を行う。
- 発掘調査、文献調査、植生管理調査、希少種コウモリの生息調査を島根県・大田市において計画的に進めている
- 遺跡パトロールの専門職員を配置し、維持管理活動や環境美化活動を実施している。

7. 保存管理体制の状況

石見銀山遺跡の保存管理にかかる運営体制図



*大田市では石見銀山プロジェクト本部会議（本部長：副市長、構成員：関係部長）を開催し、石見銀山遺跡の保存管理に係る情報・課題の共有をはじめ、市が実施する各種事業の調整等の作業を行っている。

8. 保護措置

2007年12月4日告示	大森銀山地区の重要伝統的建造物群保存地区追加選定
2008年3月28日告示	石見銀山街道鞆ヶ浦道・温泉津沖泊道の国史跡追加指定
2009年12月8日告示	温泉津地区の重要伝統的建造物群保存地区追加選定
2008年3月27日告示	大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区保存計画
2009年8月3日告示	大田市温泉津伝統的建造物群保存地区保存計画
2009年9月30日公布	大田市景観条例（※石見銀山景観保全条例を内包するもの）
2010年1月8日公布	大田市景観保全条例施行規則（※同施行規則を内包するもの）

9. 予算措置

（単位：千円）

	島根県	大田市
H20	179,298	512,598
H21	163,554	424,451
H22	134,539	391,476
H23	130,444	338,502
H24	158,902	321,256

10. 来訪者の状況

	来訪者人数
H19	713,700
H20	813,200
H21	560,200
H22	504,800
H23	498,700
H24	432,200

* 内訳（一部）

	石見銀山資料館	龍源寺間歩	旧河島家	熊谷家住宅	世界遺産センター
H19	131,866	363,152	42,442	59,085	81,501
H20	104,878	363,814	40,837	50,997	193,781
H21	53,603	239,129	14,498	21,125	182,002
H22	35,930	196,476	10,764	13,860	136,977
H22	35,930	196,476	10,764	13,860	136,977
H23	36,241	192,516	15,624	18,921	129,577
H24	33,148	150,529	17,415	20,972	110,291

11. その他

●セミナー「世界遺産・石見銀山に暮らす」

3月17日・20日（東京）、23日（京都）、30日（大阪）

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

ひらいずみ ぶつ こくど じょうど あらわ けんちく ていえん およ こうこがくてき いせきぐん
平泉 一仏国土 (浄土) を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

にしいわいぐんひらいずみちょう
岩手県西磐井郡平泉町

3. 記載年

2011年

4. 評価基準

(ii)、(vi)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、遺跡

文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

- (1) 資産内及び資産周辺に所在する住宅等は、景観等に悪影響を与えている。
そのため、資産内においては計画的に住宅を除去（公有化）する予定である。
- (2) 無量光院跡において、道路改良事業に伴う地下埋設物の設置が計画されている。事業者である岩手県県土整備部関係機関と協議し、地下遺構を損傷しない工法について協議中。一方で、電柱等が除去されることから、周辺景観の改善が期待される。
- (3) 北上川において、河川氾濫抑制のための築堤が実施されている。この堤防は資産内からほぼ視認できず、しかも景観に配慮した設計となっていることから、資産の保護に好影響を与えている。
- (4) 毛越寺等の資産内における樹木については、暴風等による倒木被害が確認されている。樹木の状態調査を実施する予定。
- (5) 地震等が建造物等の資産に悪影響を与える可能性を有している。地震により影響を受けやすい部分の状態調査を実施する予定。

7. 保存管理体制の状況

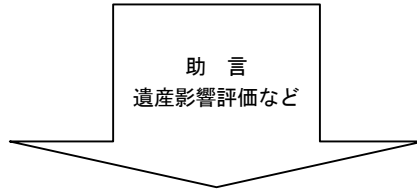
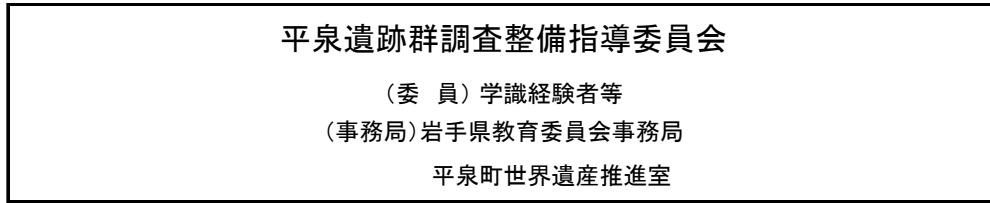
- ①都道府県及び市町村における担当部局の設置
岩手県 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課
平泉町 平泉町世界遺産推進室
奥州市 奥州市世界遺産登録推進室
- ②専門家／有識者による委員会の設置
平泉遺跡群調査整備指導委員会

包括的な保存管理体制

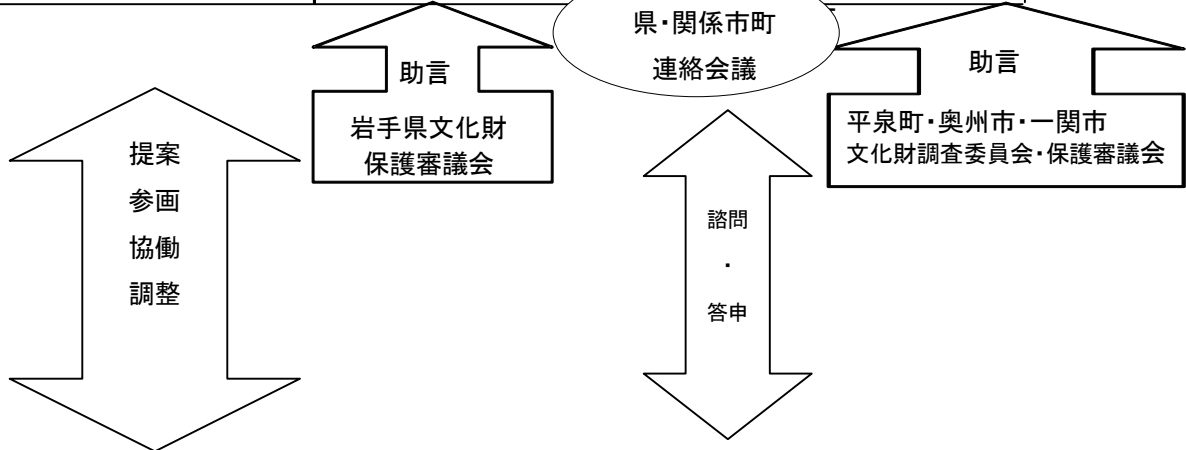
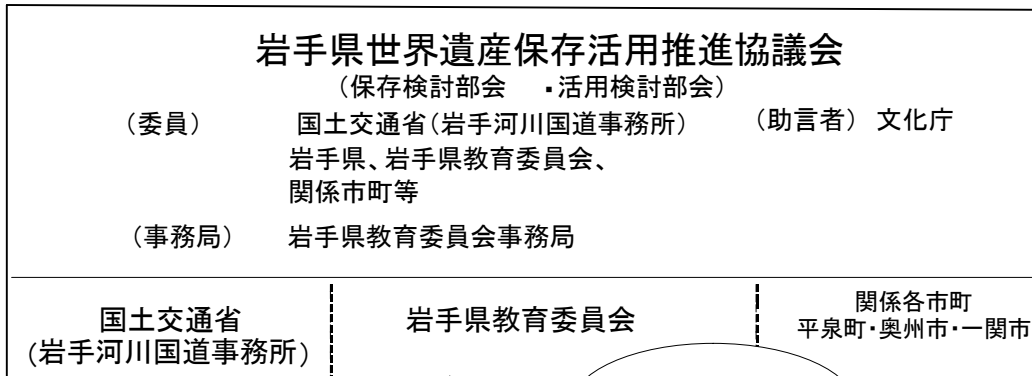
岩手県世界遺産保存活用推進協議会

【保存管理体制図】

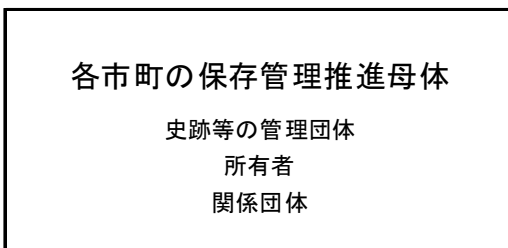
【助言機関】



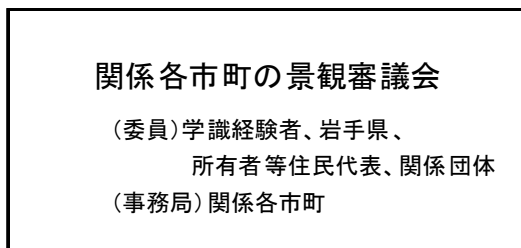
【調整機関】



【企画立案機関】



【連携機関】



8. 保護措置

とくになし。

9. 予算措置

年度	岩手県	平泉町	計 (千円)
平成 24 年度	155,954	105,603	261,557
平成 23 年度	206,258	92,550	298,808
平成 22 年度	238,630	48,810	287,440
平成 21 年度	303,093	24,800	327,893
平成 20 年度	273,788	25,268	299,056
計	1,177,723	297,031	1,474,754

10. 来訪者の状況

年	来訪者数 (人)
平成 24 年	1,704,063
平成 23 年	1,259,689
平成 22 年	808,352
平成 21 年	935,380
平成 20 年	880,997

11. その他

なし。